

介護・育児支援制度（非常勤職員）＜比較表＞

（富山高等専門学校／令和3年1月現在）

■介護支援制度 比較表

	勤務時間	勤務時間の決め方	取得できる期間	給与	特記事項
介護休暇	1日・1時間単位で休暇取得可能		1年度につき5日間 (2人以上の場合は10日間)	無給	※非常勤職員の雇用条件によっては、有給となります。 (第14号規則15条2項のただし書参照。)
介護休業	—		通算93日まで	無給	※介護の休業・部分休業・短時間労働は、雇用条件によって取得できない規定あり。 (第20号規則の5～7章にある(準用)規定参照。)
介護部分休業	(1日の勤務時間)ー(30分単位で取得した部分休業時間) (ただし、労働時間が6時間/日を下回らない範囲内で)	所定労働時間の始め又は終り (適用期間は1日単位)		休業時間数に応じて減額	
介護短時間労働	6時間/日を下回らない範囲で希望する時間帯	所定労働時間の中で希望の時間 (適用日数は20日以上93日以下)		短縮された労働時間数に応じて減額	

■育児支援制度 比較表

	勤務時間	勤務時間の決め方	取得できる期間	給与	特記事項
看護休暇	1日・1時間単位で休暇取得可能		子が12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (1年度につき5日間×子の人数)	無給	※非常勤職員の雇用条件によっては、有給となります。 (第14号規則15条2項のただし書参照。)
育児休業	—		子が1歳に達するまで	無給	※育児休業は、雇用条件によって取得できない規定あり。 (第19号規則の5章にある(準用)規定参照。)
育児部分休業	(1日の勤務時間)ー(30分単位で取得した部分休業時間) (ただし、労働時間が6時間/日を下回らない範囲内で)	所定労働時間の始め又は終り (適用期間は1日単位)	子が小学校就学の始期に達するまで	休業時間数に応じて減額	—
育児短時間労働	6時間/日を下回らない範囲で希望する時間帯	所定労働時間の中で希望の時間 (適用期間は1月単位)		短縮された労働時間数に応じて減額	—